

経済産業省「第5回消費生活用製品の安全確保に向けた検討会」資料

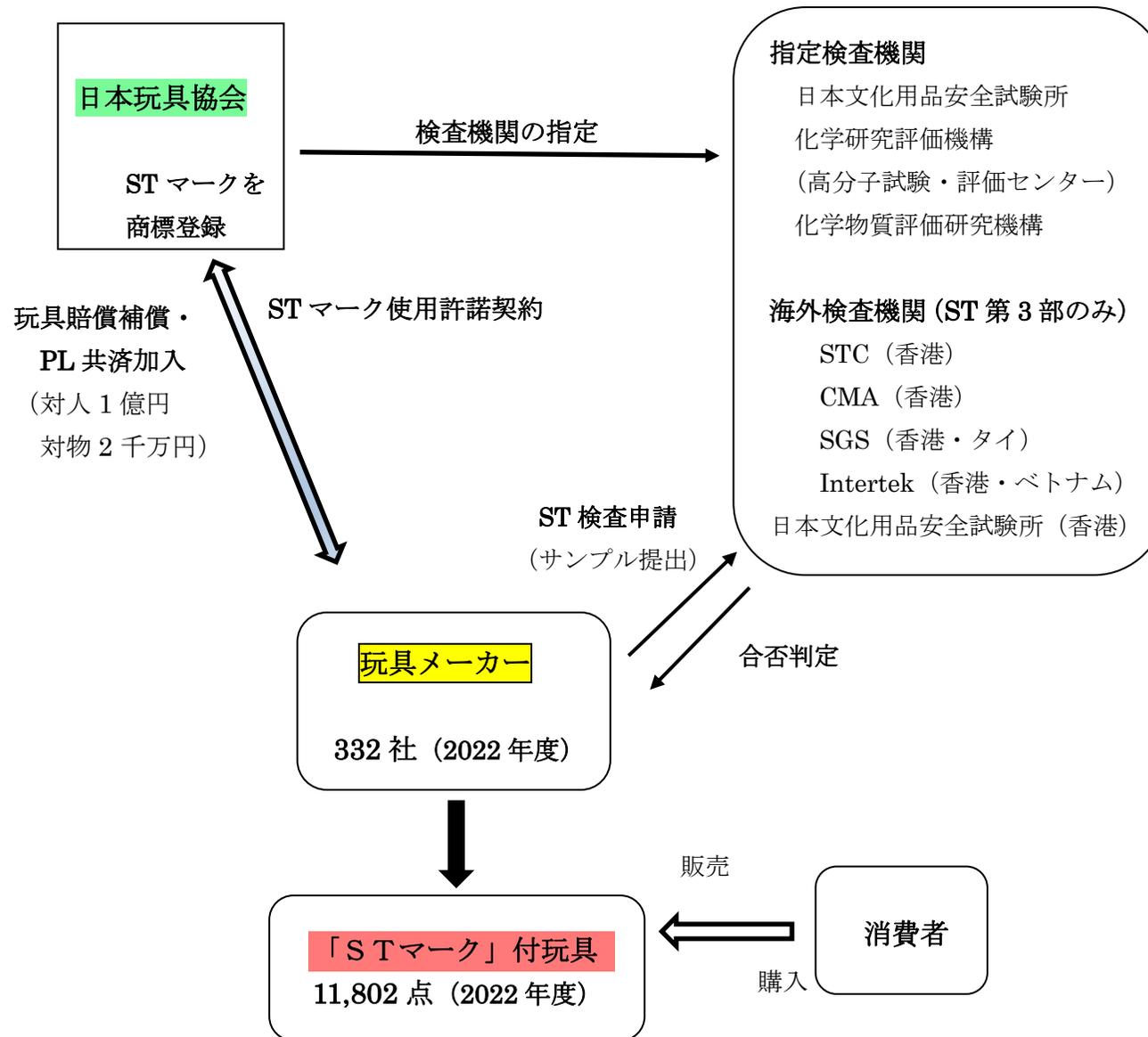
令和5年5月29日(月)

一般社団法人日本玩具協会

目 次

1. ST 基準・ST マーク制度の概要 (ST 制度のフロー)	1
2. ST 制度の機能 (特質・メリット)	2
3. ST マーク制度の特徴 (海外商品との違い)	3
4. 日欧米の玩具安全規制の対応関係	5
5. ST マーク制度の効果	6
6. 玩具の商品分類と国内市場規模 (2021 年度)	7
7. マグネットセットや水で膨らむボールなどの商品への対応	9

1. ST 基準・ST マーク制度の概要 (ST 制度のフロー)



2. ST 制度の機能（特質・メリット）

規格（基準）

法令で対応可能な箇所

法規制の範囲外の事項

法規制化が可能な事項	法規制の範囲外の事項
<p data-bbox="224 375 593 414">玩具安全規格（ST 基準）</p> <p data-bbox="235 470 448 510">「警告」の表示</p>	<p data-bbox="896 327 2038 414">消費者への「注意」喚起の表示を詳細にチェック・指導 （「注意表示ガイドライン」「絵記号表示ガイドライン」に基づくチェック）</p> <p data-bbox="896 470 1982 558">「対象年齢」表示の統一を徹底（サイズ、表示位置（正面・右上）を統一） （店頭商品の多くがパッケージ正面・右上に表示）</p>
<p data-bbox="156 662 750 702">事業届出（届出事項で PL 賠償保険付保）</p> <p data-bbox="156 758 302 798">ST マーク</p> <p data-bbox="156 853 705 893">指定検査機関（第三者認証）での検査</p> <p data-bbox="156 949 526 989">検査頻度（2 年毎の検査）</p> <p data-bbox="156 1045 548 1085">基準適合証（ST 合格通知）</p>	<p data-bbox="873 662 1288 702">PL 賠償補償の付保義務付け</p> <p data-bbox="873 758 1892 798">不適正な ST マークを根絶（ST マーク：合格番号と「ST 検索サイト」）</p> <div data-bbox="952 853 1243 1061" style="text-align: center;">  <p>玩具安全基準合格 4912345 67890 4 ST 23 （一社）日本玩具協会 東京都墨田区東駒形4-22-4</p> </div> <p data-bbox="1299 901 1803 941">ST 合格番号は、JAN コードを使用。</p> <p data-bbox="1265 997 1892 1085">この番号を「ST 検索サイト」に入力すると 製品情報と検査合格日を確認できる。</p>
	<p data-bbox="873 1244 2094 1380">6～14 才対象の玩具の化学的安全性を担う（物理的安全の強制規格では対応不可） 着色料、塩化ビニル等の材質基準、塗膜からの重金属 8 元素（鉛・ヒ素・カドミウム等）の溶出などの基準</p>

3. ST マーク制度の特徴（海外商品との違い） — ST マーク付商品には詳細な「注意表示」がある。

1995 年（平成 7 年）7 月 製造物責任法（PL 法）施行

製品の「欠陥」には「設計・製造上の欠陥」の他に「指示・警告上の欠陥」も含まれるとされた。
（現在、NITE での事故分析の際には、必ず「注意表示」の有無を確認）

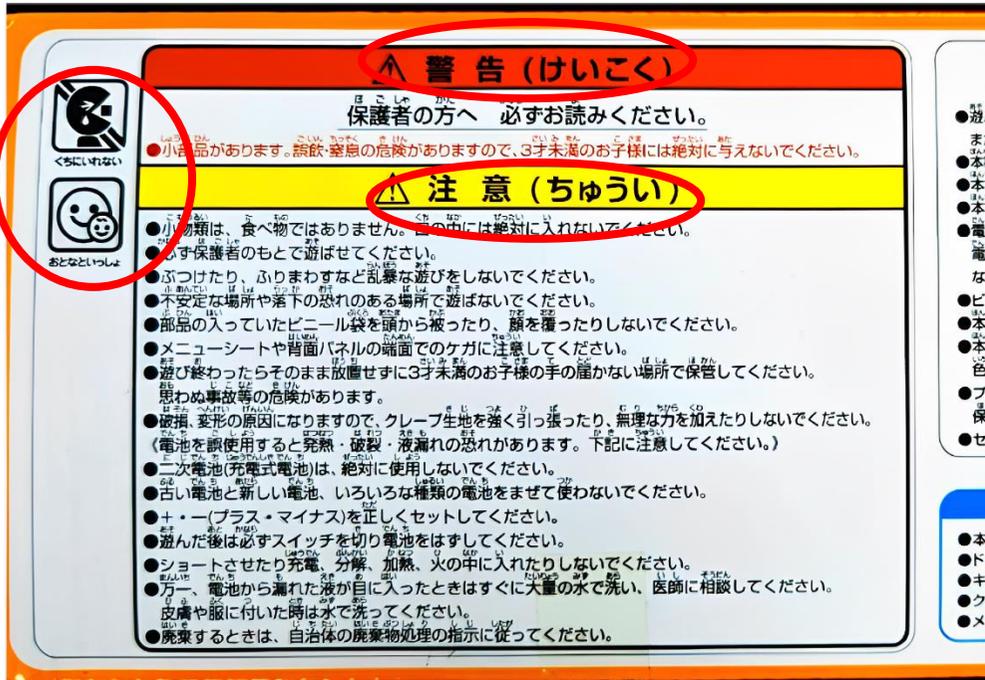
1994 年 10 月 「注意表示ガイドライン」「PL 絵記号表示ガイドライン」を作成

2018 年 6 月 「対象年齢」の表示個所を、原則、「パッケージ正面右上」に統一

	ST 基準	海外基準 (ISO,EN,ASTM)	
警告	<p>小部品、小球、ゴム風船、機能的な尖った先端・鋭い縁部、コード、模造保護用品（ヘルメットなど）、運動エネルギーが大きい発射体、水上玩具、液体の詰まった玩具、耳の近くで使う音響玩具、8 才以上対象の磁力・電気実験セットなどに「警告」を表示。（それぞれの警告の内容は、基準に規定）</p>	<p>例</p> <p>Warning : Not suitable for children under 36 months. Small parts</p>	
	<table border="1"> <tr> <td>例</td> <td>警告</td> <td>小部品があります。誤飲・窒息の危険がありますので、3 才未満のお子様には絶対に与えないでください。</td> </tr> </table> <p>「警告欄」を設ける。 「警告」の文字の大きさは、10 ポイント以上。</p>		例
例	警告	小部品があります。誤飲・窒息の危険がありますので、3 才未満のお子様には絶対に与えないでください。	
注意表示	<p>詳細な「注意表示ガイドライン」を策定 「PL 絵記号表示ガイドライン」（7 つの絵記号）</p> <p>「対象年齢」の表示個所は、原則「パッケージ正面右上」</p> <p>指定検査機関がパッケージの表示をチェック・指導</p>	<p>個々の要求事項に規定（そう多くない。）</p>	

「注意表示」の画像（右の商品とは別の商品）

「対象年齢」の画像（左の商品とは別の商品）



「警告」はST基準の一部（適合しないと検査不合格となる。）

対象年齢の表示位置：パッケージの「正面右上」

「注意」は「注意表示ガイドライン」を基に検査機関が内容を確認

表示サイズ：

「絵記号」（文字情報よく読めない子どもに対しても警告や注意を視覚的にアピールして伝える。）

表示面の面積	対象年齢表示の大きさ（文字高）
A3 以上	18 ポイント（6.3mm）以上
B5 以上、A3 未満	14 ポイント（4.9mm）以上
B5 未満	7 ポイント（2.45mm）以上



4. 日欧米の玩具安全規制の対応関係

	日本	欧州	米国
物理的安全性 (第1部)	<p>ST 第1部 (ISO8124-1 に準拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小部品 ○小球 ○楕円通過・円通過 (18 ヶ月未満) ○鋭い先端、縁部 ○コード・磁石 ○音響 ○膨脹材料 ○濫用試験 (落下・トルク・引張) 3才未満 (落下のみ8才未満) 	<p>EN 71-1</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小部品 ○小球 ○楕円通過・円通過 (18 ヶ月未満) ○鋭い先端、縁部 ○コード・磁石 ○音響 ○膨脹材料 ○濫用試験 (落下・トルク・引張) (3才未満) 	<p>ASTM F963-17</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小部品 ○小球 ○楕円通過・円通過 (18 ヶ月未満) ○鋭い先端、縁部 ○コード・磁石 ○音響 ○膨脹材料 (緩和措置) ○濫用試験 (落下・トルク・引張) (8才未満)
可燃安全性	<p>ST 第2部 (ISO8124-2 と整合)</p>	<p>EN 71-2 (ISO8124-2 と整合)</p>	<p>ASTM F963-17 (ISO8124-2 と整合)</p>
化学的安全性 (第3部)	<p>食品衛生法 (6才未満対象の玩具)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○着色料、塩ビ等の過マンガン酸カリウム消費量など食器由来の規制 ○ 重金属3元素 (塗膜・溶出) (鉛・ヒ素・カドミウム) ○ ST 基準: 8元素 (塗膜・溶出) ○フタル酸エステル (塩ビ・ゴム・PU) (DEHP3種。DINP3種) <p>ST 第3部 (6才~14才未満)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○着色料、塩ビ等の過マンガン酸カリウム消費量など食器由来の規制 ○ 重金属8元素規制 (塗膜からの溶出) 	<p>玩具安全指令</p> <ul style="list-style-type: none"> ○CMR物質規制 (0.1%) ○アレルギー性のある香料66種の規制 <p>EN71-3</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重金属19元素規制 (材質からの溶出) <p>REACH 規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○フタル酸エステル (DEHP4種、DINP3種) 	<p>CPSIA (消費者用製品安全改善法 2009年施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鉛規制 (含有) 材質 0.01%, 塗装 0.009% ○フタル酸エステル (DEHP3種。DINP5種) <p>ASTM F963-17 (CPSIA 法により強制規格化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重金属8元素 (材質からの溶出)

5. ST マーク制度の効果

日本の玩具による事故は海外と比べ概ね低い水準で推移。ST 制度は機能している。

PL 賠償補償の件数・賠償額（支払年） （自治体による子供の医療費無償化が進展）

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	13年	2014年	2015年	2016～20年	2021年	2008～21年
補償件数	4件	7件	1件	1件	1件	0	2件	2件	0	1件	19件
補償額	295万円	6,037万円	31万円	164万円	4万円	0	14万円	53万円	0	1万円	6,600万円

眼の障害等 眼の障害等 物損 眼の障害 眼の障害 眼の障害 眼の障害等 物損

事故箇所： 眼 10件（風船6件） 顔1、指1、手1、股間2、物損4件（浴槽2、床2） 誤飲0

事故年齢： 2才女児1、 3才女児6、 8才女子1、 30才台4（男1、女3）、40才代（男1、女1）

（参考）米国の子供の玩具による死亡数（米国 CPSC 「Toy Related Deaths and Injuries」）

2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2013～21年合計
12	16	11	12	14	26	17	11	2（集計中）	121

2013～2021年 日本の死亡事故2件

米国は病院の死亡診断書ベース。米国は14才以下の人口は日本の4倍

（欧州）死亡事故数等は不詳（欧州の緊急警告システム（RAPEX）は基準違反件数で、実際の事故数ではない。）

（日本）NITEの事故情報データベース（1996年以降のデータを収録）

玩具による死亡事故は累計6件（2013年以降では2件。また6件のうち3件は火災による死亡）

（2015～19年の5年間にNITEに寄せられた製品事故情報のうち、

玩具に起因する事故は8件（体挟み：重傷1、軽傷1、打撲：軽傷1、誤飲：軽傷4、その他：軽傷1）

6. 玩具の商品分類と国内市場規模（2021年度）

（日本玩具協会：玩具市場調査）：水色の網掛けは「主要10分類」

（希望小売価格ベース）

分類	主な商品	市場規模	対象となる商品例
01 ゲーム	一般ゲーム 立体パズル その他（パーティ、ジョーク、手品を含む。）	179 億円	人生ゲームなど盤ゲーム、黒ひげ危機一発、パズル、ミニ電子ゲーム機（手のひらサイズのもの）など （TVゲーム機・高度な手持ちゲーム機は対象外（ Switch、SONY プレイステーション） 上記に使用する「ゲームソフト」も対象外
02 カードゲーム トレーディングカード		1,782 億円	ポケモンカードゲーム、遊戯王カードゲーム、デュエル・マスターズ、野球カードなど
03 ジグソーパズル		151 億円	
04 ハイテク系トレンドトイ	インタラクティブトイ、ロボット、 ケータイ・カメラ・パソコン関連、アプリ系	90 億円	玩具レベルの家庭用プラネタリウム、会話型ロボットなど。 「Tamagotchi Smart」、キッズPC、ロボット玩具（「ペッパーくん」などは対象外）
05 キャラクター		686 億円	仮面ライダーベルト、ウルトラマン・怪獣のソフビ人形、ポケモンなどキャラクター関連製品、プリキュア、アイカツ、すみっコぐらし、なりきりコスチューム（アナと雪の女王、鬼滅の刃など）
06 乗り物	ミニカー、レールトイ、トイR/C、電動、その他（レーシング、ゼンマイ、金属玩具ほか）	482 億円	トミカ、プラレール、バトルロボット、トイラジコンなど
07 ドール ままごと	着せ替え（人形、ハウス）、ままごと、アーツ&クラフト、コレクショントイ、抱き人形、その他（アクセサリ、アクセサリー、女児化粧品を含む。）	387 億円	リカちゃん、バービー、シルバニアファミリー

08	ぬいぐるみ	キャラクターぬいぐるみ、 ノンキャラクターぬいぐるみ	280 億円	動物のぬいぐるみ、各種キャラクターぬいぐるみ（ポケモン、アンパンマン、モンチッチ、ハローキティ）
09	知育・教育	ブロック、木製、プリスクール、幼児キャラクター、ベビー（ベビートイ、バストイ、ベビー用品） その他（楽器、電話、絵本、遊具、キッズビデオ、電動動物） 乗用（含 ベビーカー、チャイルドシート、三輪車）	1,716 億円	レゴブロック、ダイヤブロック、積木 （幼児キャラクターの）アンパンマン関連商品 おもちゃのピアノ・電話、おもちゃの絵本
10	季節商品	サマートイ、サマーグッズ、小物玩具、スポーツトイ、スポーツ用品 玩具花火	497 億円	水鉄砲、シャボン玉、浮き輪、トイスポーツ（子ども用のバトミントン・卓球、フリスビー、羽子板、凧）
合計（主要 10 分類）			5,817 億円	
11	雑貨	バラエティ、ギフト、インテリア、ハウスウェア、ステーションナリー、アパレル、クリスマス用品、その他	1,051 億円	マグネットセット、吸水性樹脂ボール （「主要 10 分類」の玩具ではなく、雑貨やホビー商品との業際的な商品）
12	ホビー	プラモデル フィギュア ホビーR/C 鉄道模型	1,536 億円	ガンプラ、自動車、船、飛行機、お城 ガンダム、超合金鉄人 28 号、ワンピース、スパイダーマン ラジコンの水陸両用自動車やヘリコプター
	その他		107 億円	
合計			8,946 億円	

7. マグネットセットや水で膨らむボールなどの商品への対応 (特に危険な商品への対応)

(1) この種の危険な商品の過去の例は、次のとおり。

(過去の例)

「浴槽用浮輪」(溺水事故) 2007年8月、経産省の指導により、同商品取扱7社が共同社告(新聞2紙)を行い、消費者に注意喚起を行った。(なお、各社は自主的に販売を中止)

「ボタン電池・コイン電池」(誤飲事故)

「ハンドスピナー」(部品の誤飲事故) 2017年7月 STマークの受入れ要件を追加
(2018年3月 国民生活センターから注意喚起)

17年7月以降、アマゾン・ジャパンは、STマークか、主要な海外規格を満たさない製品の出品を不受理

「マグネットセット」「吸水性樹脂ボール」 消安法の特定製品に指定

(2) 各種ルートから海外等の事故情報を収集、行政当局に集約し、迅速かつ弾力的に行政指導等の対応をして頂ければと考えます。

一部のネット事業者は、出品の条件として「STマーク」又は「主要な玩具安全規格(ST,ISO,ASTM,EN等)の試験成績書を要求。これと同じ取組を各ネットモールに促して頂ければと考えます。